

司法院釈字第 599 号 (2005 年 6 月 10 日) *

争 点

戸籍法八条二項・三項、及び指紋押捺してから始めて新しいバージョンの国民身分証を申請したまは更新するとの規定を、本件解釈が示される前に司法院大法官会議は、暫時的にその適用を停止させる仮の状態を定める仮処分・仮命令を発布することが、憲法が保障する裁判を受ける権利の射程範囲内にあるか。

(戸籍法第八條第二項、第三項及以按捺指紋始得請領或換發新版國民身分證之相關規定，於本案解釋公布之前，司法院大法官會議發布使其暫停適用，以定暫時狀態之暫時處分一事，是否屬於憲法所保障接受裁判之權利的範圍？)

キーワード

裁判を受ける権利（接受裁判的権利）、仮の救済（暫時救済）、指紋押捺（按捺指紋）、仮命令・仮処分（暫時處分）

解釈文：司法院大法官は、憲法により独立にして憲法解釈と憲法裁判の権限を行使する。その解釈または裁判の結果の実効性を保全する制度は、司法権の中核的な機能の一つであり、憲法解釈・裁判や民事、刑事、及び行政訴訟の裁判により相違を有するものでは

ない。係争の憲法疑義または争議が持続的な状態にあり、係争の法令の適用または事件に係属した結果として執行されると、国民の基本的人権、憲法の基本的原理、またはその他の重大な公共利益に、回復しえない、または回復しがたい重大な損害を与え、当該損害を

*翻訳者：李仁森

予防するための、事実上の急迫性を有し、且つまたその他の回避に資する手段が欠如した場合、仮処分・仮命令を発布する利益とその不利益を比較衡量した上で、そのもたらした利益が明らかに不利益を上回った場合、憲法解釈申請者の請求により、本件解釈が示される前に仮処分・仮命令を発布することによって、仮の状態を定めることができる。これにより、憲法解釈申請者が戸籍法八条二項・三項の規定により行われた仮処分・仮命令の請求は、許容すべきである。戸籍法八条二項・三項、及び指紋押捺してから始めて新しいバージョンの国民身分証を申請したは更新するとの規定は、本件解釈が言い渡される前に、その適用が暫時に停止することになる。また、本件仮処分・仮命令は、本件解釈が言い渡された時点、または遅くとも、本件仮処分・仮命令が言い渡された日より 6 か月以内、その効力を失すこととなる。

一方、中華民国九四(1995)年七月一日より、国民身分証を申請す

べき、または申請することができる、並びに正当の理由により国民身分証の再交付または更新を申請する国民に対し、関連する機関は、なお改版されていない国民身分証を作つて交付し、または速やかにその他の便宜措置をとるべきであり、よつて上記の国民に戸籍法八条二項・三項が効力の停止する期間中、なお国民の身分を証明する書類を取得させることができることになる。併せてここで言明する。

憲法解釈申請者の、戸籍法八条について仮処分・仮命令を命じるよう請求したことのうち、同条一項に関する部分は棄却されるべきである。

解釈理由書：司法院大法官は、憲法により独立にして憲法解釈と憲法裁判の権限を行使する。その解釈または裁判の結果の実効性を保全する制度は、司法権の中核的な機能の一つであり、憲法解釈・裁判や民事、刑事、及び行政訴訟の裁判により相違を有するものではない。係争の憲法疑義また

は争議が持続的な状態にあり、係争の法令の適用または事件に係属した結果として執行されると、国民の基本的人権、憲法の基本的原理、またはその他の重大な公共利益に、回復しえない、または回復しがたい重大な損害を与え、当該損害を予防するための、事実上の急迫性を有し、且つまたその他の回避に資する手段が欠如した場合、仮処分・仮命令を発布する利益とその不利益を比較衡量した上で、そのもたらした利益が明らかに不利益を上回った場合、憲法解釈申請者の請求により、本案解釈が示される前に、仮処分・仮命令を発布することによって、仮の状態を定めることができる。本院解釈 585 号の解釈は、参考に資する。本件は、三分の一以上の立法委員は、戸籍法八条が憲法に抵触する疑義があり、司法院大法官審理案件法五条一項三号の規定により、本院に憲法解釈を申請したものである。申請者はさらに予め係争の戸籍法八条を暫時に適用の停止をするよう、言い渡すことを本院に請求した。

指紋は個人の身体上の重要なアイデンティティであり、指紋の照合もまた人間の相違を認識する方法である。八六(1997)年五月二一日に改正、公布された戸籍法八条は、「国民が満 14 歳の者は、国民身分証を申請すべきであり、14 歳未満の者は、これを交付すること申請することができる。(第一項)。前項により国民身分証を申請する際に、指紋の押捺を必要とし、さらにそれを記録し保存されるものとする(第二項)。国民身分証を申請する際に、前項の規定により指紋の押捺をしない者には、交付はしないものとする(第三項)。前記の規定は、国家が期間ごとに国民身分証を全面的に取り替える依拠になるか、国民身分証明が全面的に取り替えられる際に、二項・三項の適用に当るか、国民身分証の交付は、指紋の押捺を条件とすることができますか、さらに指紋を強制的に保存することは、憲法が保障する国民の基本的人権を侵害するかの問題は、ともに憲法解釈上の重大な争議になるものである。

現在内政部（内務省）は、九四(2005)年三月四日に発布した台内戸字第 940072472 号解釈により、九四(2005)年国民身分証の全面的取替える作業手続の執行計画を立てた上で、九四(2005)年七月一日から国民身分証を取り替えようと作業するので、九四(2005)年七月一日から一般の国民が指紋を押捺させられた後、初めて新しいバージョンの国民身分証が交付されることとなつたため、これによって可能的に発生する損害が全面的であつて急迫であるとともに、その他の回避に資する手段にも欠けている。新しいバージョンの国民身分所の取替えを必要とする期間が長いからと言って、指紋を押捺しようとした者が、憲法解釈の結果が出た後、始めて[国民身分証を]申請しうることを理由として、九四(2005)年七月一日以降、全国国民は、隨時に法により新しいバージョンを申請し、または取り替える権利と実際の必要を有することは否定することができない。従つて、直ちに指紋の押捺がもたらす損害は、急迫性がないとは断じることができない。

現在、立法機関は未だ、憲法解釈の手続に保全制度を明文に規定していないが、本院の大法官は、憲法解釈権を行使する際に、大法官会議解釈 585 号の本旨に基づき、仮処分・仮処分を命じることができるとかについて、斟酌すべきである。本件では仮に戸籍法八条二項・三項が、仮にその後本院から違憲と解釈されるとすると、前記の主務機関が国民の指紋を記録し保存する既成の事実は、もし国民の基本的人権に重大な損害をもたらすことになれば、その損害は、回復しえないまたは回復し難いものであると言わざるをえないことになる。況してや国家により指紋のファイルを保存されることは、本は一定の人的、物的な行政のコストにかかるものである。仮に保存された指紋のファイルが依拠した法律の違憲を理由に、事後にこれ（指紋のファイル）を処分しようすると、そのような行政的資源の消耗も、公益に重大な影響をもたらすと言える。

これに対して、本件解釈が出てる前に戸籍法八条二項・三項を暫

時的に適用の停止をすることは、まさに戸籍行政の延伸であり、たとい本院は、本案の実体に関する争議について、その後係争の条文に合憲の解釈を下しても、戸籍の管理に重大な妨害または支障をもたらすものではなく、現にすでに国民身分証を所持している国民にとっても、その日常の生活に支障をもたらすものではない。且つまた、関係する行政機関はたとい若干の便宜措置を取る必要を有し、以て行政のコストが増えるとしても、ただ国民の侵害される基本的人権と比すると、なお比較的に小さい損害である。また、仮処分・仮命令の（有効）期間中、本解釈の趣旨により、国民がただ改版されていない身分証明書を申請しましたは取り替えることがきでるにすぎないので、そのため、係争の法令が仮に本院大法官より合憲と解釈された時、主務機関は法により新しいバージョンの国民身分証の申請と取替えの作業を取り扱うべきであり、改版されていない国民身分証がすでに交付された者の指紋を取得しえない問題が生じないものである。そこで、憲法解釈申

請者が、戸籍法八条二項・三項の規定に対し、仮処分・仮命令を発布するよう、行った請求は、許容されるべきである。戸籍法八条二項・三項、及び指紋の押捺後、始めて新しいバージョンの国民身分証を申請し、または取り替えるなどの規定は、本件解釈が言い渡される前に、暫時的にその適用を停止すべきである。本件仮処分・仮命令は、本件解釈が言い渡された時点、または遅くとも、本件仮処分・仮命令が言い渡された日より 6 か月以内、その効力を失となる。

一方、中華民国九四(2005)年七月一日より、国民身分証を申請すべきであり、または申請することができる、並びに正当の理由により国民身分証の再交付または更新を申請する国民に対し、関連する機関は、なお改版されていない国民身分証を作つて交付し、または速やかにその他の便宜措置をとるべきであり、よつて上記の国民に戸籍法八条二項・三項が効力の停止する期間中、なお国民の身分を証明する書類を取得させること

ができることになる。併せてここで言明する。

国民身分証は、国民の身分を認識するための重要なものである。所持しておらず、または何らかの事由で国民身分証が紛失した国民は、法によってこれを取得することができないとすれば、その社会的生活に即時にして重大な不便をもたらすことになる。且つまた、戸籍法八条一項は、国民身分証を取得する国民の義務と権利に年齢上の一般的規定を為すことにつきないので、そのため、憲法解釈申請者の、戸籍法八条について仮処分・仮命令を命じるよう請求したことのうち、同条一項に関する部分は棄却されるべきである。